

東三河振興ビジョン2030中間見直し支援業務 委託仕様書

1 事業名

東三河振興ビジョン2030中間見直し支援業務

2 事業目的

東三河地域^{※1}において、東三河ビジョン協議会^{※2}が策定した「東三河振興ビジョン2030」（計画期間：2022年度から2030年度まで）においては、社会環境の変化への対応と進捗状況の振り返りを行うため、5年目（2026年度）にビジョンの中間見直しを行うこととしている。

本業務では、「東三河振興ビジョン2030」の中間見直しを実施し、ビジョンの改訂版の策定に向けた支援等を行うことを目的とする。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域の振興施策について協議を行う場。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

下記の事項を踏まえた内容で、令和8年度中に予定している「東三河振興ビジョン2030」の中間見直し作業全般にわたる支援業務を行うこと。なお、中間見直しにあたっては、「令和7年度の東三河振興ビジョン2030中間見直し事前調査に係る愛知大学との連携講座運営支援業務」及び「東三河のめざす地域の姿に向けた新たな指標（定性的なもの）調査業務」で行った調査結果を用いること。

（1）計画準備

- ア 東三河振興ビジョン2030現行計画の情報を整理すること。
- イ 令和7年度に実施した「東三河県庁と愛知大学との連携講座」で得られた地域情報を整理すること。
- ウ 東三河振興ビジョン2030と関係が深い県内の他計画との関係性を整理すること。

（2）東三河のめざす地域の姿に向けた進捗管理指標の目標値設定等

- ア 「東三河地域のめざす地域の姿に向けた新たな指標（住民の幸福感）」及び「東三河振興ビジョン2030の認知度」の目標値を設定すること。
- イ 「東三河のめざす地域の姿に向けた新たな指標（住民の幸福感）」及び「東三河振興ビジョン2030の認知度」の目標達成に向けた行動計画を策定す

ること。

- (3) 東三河振興ビジョン2030現行計画に記載された進捗管理指標の見直し
- ア 東三河振興ビジョン2030現行計画に記載された進捗管理指標の目標値に対する進捗状況を調査すること。
 - イ 目標年度が2026年度以降になっている指標は、目標値の妥当性を評価すること。評価結果により、必要に応じて目標値を再設定すること。
 - ウ 目標年度が2025年度以前になっている指標は、目標達成状況の要因を分析し、目標年度と目標値を再設定すること。
 - エ 社会情勢の変化などの理由により、東三河振興ビジョン2030改訂版に新たに掲載することが望ましい指標や、削除することが望ましい指標がある場合は、県と協議すること。
- (4) 東三河振興ビジョン2030現行計画に記載された主要な取組の見直し
- ア 東三河振興ビジョン2030現行計画に記載された主要な取組の見直しを実施すること。
 - イ 社会情勢の変化などの理由により、東三河振興ビジョン2030改訂版に新たに掲載することが望ましい取組や、削除することが望ましい取組がある場合は、県と協議すること。
- (5) 東三河振興ビジョン2030改定版の策定支援
- ア 東三河振興ビジョン2030現行計画の策定時点からの社会情勢の変化等を踏まえ、東三河振興ビジョン2030の見直し方針案を作成すること。
 - イ 東三河振興ビジョン2030改訂版のたたき案、骨子案、素案を作成すること。
- (6) 各関係所属への照会支援
- 各関係所属への照会文書の作成や照会結果のとりまとめを行うこと。
- (7) パブリックコメントの実施に係る支援
- パブリックコメントの実施準備や、意見があった場合の意見対応に係る支援等を行うこと。
- (8) 報告書の作成
- 本業務のとりまとめを行い、報告書を作成すること。

5 業務スケジュール（予定）

- 令和8年7月頃 東三河ビジョン協議会企画委員会^{※3}
- ・幸福度や認知度の目標値案の提示
 - ・進捗管理指標の現状値とりまとめ
 - ・東三河振興ビジョン2030の見直し方針案の提示
- 令和8年8月頃 東三河ビジョン協議会
- ・幸福度や認知度の目標値を協議
 - ・東三河振興ビジョン2030の見直し方針を協議

令和8年12月頃 パブリックコメントの実施
令和9年1月頃 東三河ビジョン協議会企画委員会
・東三河振興ビジョン2030の見直し案の提示
令和9年3月頃 東三河ビジョン協議会
・東三河振興ビジョン2030の見直し案を協議
※3 東三河ビジョン協議会企画委員会とは、東三河ビジョン協議会の下部組織であり、東三河振興ビジョンの策定・推進に向けて、実務的・専門的な見地から検討を行う場。

6 成果物

事業報告書

- (1) 紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2) 電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3) その他、県が指示したもの

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。